

4福スポ協第149号
令和4年9月9日

加盟団体の長 様

公益財団法人福島県スポーツ協会長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の
見直しについて (通知)

このことについて、厚生労働省より療養期間等の見直しについて事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、本通知に基づく対応の御協力をお願いするとともに、各団体関係者等に対し、今回の通知内容について周知いただくようお願いいたします。

なお、療養期間は見直しにより短縮されましたが、有症状者では発症日から10日間経過するまで、無症状者では検体採取日から7日間経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの自身による健康状態の確認や、マスクを着用していただくと共に、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けるなど、感染予防行動の徹底をお願いいたします。

(事務担当 競技スポーツ係 電話024-521-7896)